

全国の仲間と一緒にあなたの職場を変えていきましょう

がんばれ！非正規の仲間 パートやアルバイトも有休はとれます

有休（年次有給休暇）は自由にとることができます。理由を言う必要ありません。もちろん有休をとっても賃金をカットされたり、解雇されるようなことはありません。その年度に有休がとりきれなかった分は、翌年に限って繰り越せます。

有休は、正職員だけでなく、パートや嘱託など非正規職員でも一定の条件を満たせば、労働基準法が指定する日数をとることができます。

◆パートの有休の年間比例付与日数

勤続期間 週勤務時間・日数	6ヵ月	1年 6ヵ月	2年 6ヵ月	3年 6ヵ月	4年 6ヵ月	5年 6ヵ月	6年 6ヵ月 以上
週30時間以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
週30時間未満5日以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
週30時間未満4日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
週30時間未満3日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
週30時間未満2日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
週30時間未満1日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

※労働基準法第39条より

派遣でも正職員同様の権利が

派遣元の事業主には、次のような義務があります。

- ① 労働条件を書面で事前に示す義務
- ② 契約期間の賃金を全額支払う義務
- ③ 派遣労働者からの苦情処理や福利厚生の充実にとりくむ義務
- ④ 労働・社会保険の諸手続きをする義務
- ⑤ 派遣労働者の個人情報保護する義務

また、派遣先の企業が、事前に面接を行うこと、試験をさせさせること、若年者に限るなどの行為も禁止されています。

私たち金融の職場は大変な状況になっています!!

「昇給がマイナスというのはおかしい」
「40～50時間残業しても、10時間しか請求できない」
「何かあればすぐ私達労働者の賃金を下げようとする」
「お客さんのためになっていると思えないリスク商品のノルマはやめてほしい」
「人員がドンドン減って、個人のノルマが増え追及が厳しい」
「病気で休めない」
「再雇用ではなく、定年を65歳にしてほしい」
「正職員と同じ仕事をしているのに待遇が違いすぎる（パート）」

金融の職場の仲間からは、このような切実な声が出されています。

こうした中で、労働組合の取り組みによって改善させたところも各地で生まれています。

大変な状況になっている職場を変えるには、1人ひとりが声を出すことが大事です。

私たち金融労連にぜひ皆さんの声をお聞かせください。全国の仲間と一緒に、あなたの職場を働きやすい職場に変えていきましょう！



残業代不払いが犯罪

請求しないと、ただ働きをしているのと同じ!!

職場の権利

労働条件の最低基準を定めた労働基準法第32条の「1日8時間・週40時間労働制」は原則として全ての労働者に適用され、それ以上働けば時間外労働として割増賃金が支払われます。上司が命令していなくても、また自分のミスによる残業であっても、職場で仕事をしている限り、残業代は当然支払われます。残業代の不払いは犯罪として処罰されます。

金融の職場では、「これは仕事ではない」などいろいろと口実をつけて、残業代（時間外手当）をカットするという法違反がまかり通っています。

下記の表は実際にある金融機関が定めた残業に該当する仕事の身です。あなたの職場では、どうですか？

◆時間外勤務内容別分類説明表

分類	項目	説明
1	不突合	現金過不足、伝票、振替、機械、残高、手形等の不突合
2	報告	統計、調査、月報、決算報告書等、報告、回答に係るもの
3	整理	店内・金庫室・書庫・ロッカー・その他各種書類整理
4	稟議書作成	稟議書並びに稟議書作成に直接付随する事務
5	資料作成	自己査定、店内各統計資料、顧客カード作成等
6	翌日の準備	多忙が予想される翌日の為に起票、記帳等予め準備
7	日常業務遅延	日常行われる主として定型業務の遅延
8	会議・講習会	会議、講習会、勉強会等（業務以外のものは除く）
9	検査	金融庁・預金保険機構検査、日銀審査、内部監査等
10	店周活動等	店周活動、街頭でパンフレット・カレンダー配布等
11	清掃	店内、店外清掃
12	その他	門扉施錠、開錠、その他

※1.他係応援をした場合でも内容によって各項目に振り分けること。
2.渉外担当者が集金報告や訪問日報を作成する為の残業は「7.日常業務遅延」とすること。
3.特殊事情により、時間外の顧客訪問は「10.店周活動等」に含めること。